

# 東京都がん対策推進計画の施策体系図

資料7-1

## 基本方針

①まず第一に予防を重視します

②高度ながん医療を総合的に展開します

③患者・家族の不安を軽減します

④がん登録やがんの研究を推進します

全体目標	分野別取組	施策の方向	個別目標・重点施策
がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少	①がんの予防と早期発見の推進	がんの予防に関する取組の推進	目標1 健康的な食生活や運動などの生活習慣を実践する人を増やす 目標2 成人の喫煙率を下げる 未成年者の喫煙者0%を目指す 目標3 肝炎ウイルス検診の受診を促進し、全ての肝炎ウイルス感染者を発見する ○ 健康的な生活習慣の普及啓発と生活習慣を改善しやすい環境づくり ○ 特に未成年に重点をおいた喫煙や受動喫煙の健康影響に関する普及啓発 ○ ウイルス肝炎に関する正しい知識の普及啓発と肝炎ウイルス検診の拡充
		がん検診の受診率と質の向上	目標4 がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）受診率50%を目指す 目標5 すべての区市町村において科学的に効果が明らかな検診と精度管理が実施される ○ がん検診の意義や有効性等の周知と広域的な普及啓発 ○ 都民のがん検診の受診状況や検診内容などについて実態の把握 ○ 職域と連携し、がん検診を促進するとともに都民ががん検診を受けやすい体制づくりの支援 ○ すべての区市町村において、科学的に効果が明らかな検診が、国の指針に基づいた対象年齢・受診間隔で実施される。 ○ 精密検査の必要性に関する知識の普及啓発、区市町村の精密検査結果の把握への支援
すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上	②高度ながん医療の総合的な展開	がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の整備と連携体制の構築	目標6 がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の整備 目標7 5年以内にすべての二次保健医療圏で5大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）の地域連携クリティカルパスの整備 ○ がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院による高度ながん医療の提供 ○ がん診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築
		集学的治療の推進と人材育成	目標8 すべてのがん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院における放射線療法・外来化学療法の実施 目標9 がん診療連携拠点病院による研修の実施 ○ 集学的治療が実施できるよう放射線療法及び化学療法に係る体制整備等の推進 ○ 都道府県がん診療連携拠点病院の特性を活かした研修や地域がん診療連携拠点病院による地域の医療機関を対象とした研修の実施
		がんに関する情報提供の推進・相談支援体制の整備	目標10 相談支援センターの質の向上と数の拡充 ○ 相談支援センターへの支援による相談の質の向上 ○ 東京都がん患者療養支援事業（ピアカウンセリングモデル事業）の成果・検証等を踏まえた相談支援センターと患者等との連携による相談体制の構築に向けた検討
		治療の初期段階からの緩和ケアの実施	目標11 5年以内にすべてのがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する研修を受講する。 ○ がん診療連携拠点病院を中心として、緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所等による地域連携の推進 ○ 緩和ケアに関する医療従事者の育成 ○ 都民への緩和ケアに関する知識の普及
	③患者・家族の不安の軽減	在宅医療体制の充実	目標12（再掲） 5年以内にすべての二次保健医療圏で5大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）の地域連携クリティカルパスの整備 ○ 病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局や介護事業者等による地域連携の推進による在宅医療体制の充実 ○ がん診療連携拠点病院を中心とした地域連携の推進による在宅における緩和ケアの提供体制の整備
		がん登録の推進	目標13 院内がん登録の取組を地域がん登録につなげる。 ○ 3つのステップによるがん登録の推進 ○ 院内がん登録データの精度向上と収集体制の整備への支援 ○ がん診療連携拠点病院等以外の医療機関における院内がん登録実施への支援 ○ 都民や医療機関へのがん登録の周知
		④がん登録と研究の推進	がんに関する調査・研究の推進 目標14 がんの予防・疾病動向の実態把握やがん対策に資する調査の推進 ○ 東京都におけるがん対策に資する調査の推進 ○ 早期診断法の確立、治療法等の開発に向けた研究の推進

1 がんの予防と早期発見の推進

(1) がんの予防に関する取組の推進

目標1

健康的な食生活や運動などの生活習慣を実践する人を増やす

目標2

成人の喫煙率を下げる 未成年者の喫煙者0%を目指す

目標3

肝炎ウイルス検診の受診を促進し、全ての肝炎ウイルス感染者を発見する

<重点施策>

- 健康的な生活習慣の普及啓発と生活習慣を改善しやすい環境づくり
- 特に未成年に重点をおいた喫煙や受動喫煙の健康影響に関する普及啓発
- ウイルス肝炎に関する正しい知識の普及啓発と肝炎ウイルス検診の拡充

(参考) 都民の喫煙率の推移

		計画策定時※	平成19年※	現状※	目標(平成24年度)
喫煙率	男性	36.7%	31.0%	36.5%	下げる
	女性	14.7%	11.7%	15.7%	

※「都民健康・栄養調査」(東京都福祉保健局)(平成18・19・21年)

<具体的施策と進捗状況>

【普及啓発の推進】

- ◆ 東京都食育フェアにおける健康的な食生活に関する普及啓発 (H19~)
- ◆ 食生活改善普及運動
- ◆ ホームページを活用した情報発信  
(外食料理の栄養成分サイト・東京都外食料理の栄養成分表示活用サイトの運営・更新)
- ◆ 日常生活における身体活動を促すポスターの作成・配布 (H20)

【区市町村への支援】

- ◆ 医療保健政策区市町村包括補助事業を活用した支援 (H19)  
(健康的な食習慣の確立、飲食店等における食事バランスガイド等普及促進)
- ◆ 栄養指導従事者教育事業の実施
- ◆ 健康づくり・保健サービス人材育成事業の実施 (H19~)

【実態の把握】

- ◆ 国民健康・栄養調査の実施(都民の食生活、身体状況、運動、喫煙、飲酒の状況等を把握)

【職域への支援】

- ◆ 特定給食施設改善指導事業の実施
  - ・ 保健所栄養管理講習会(給食施設指導)にて、事業所への給食改善や健康情報提供
  - ・ 特定給食施設への巡回指導
  - ・ 特定給食施設事例発表会の実施 (H18~)
- ◆ 職場の健康づくりハンドブックの作成、配布 (H20~21)
  - ・ ハンドブックを活用したモデル事業の実施 (H21)
- ◆ 健康づくり・保健サービス人材育成事業の実施 (H19~)

【喫煙の健康影響に関する普及啓発】

- ◆ 未成年者喫煙防止ポスターコンクール (H20~)
- ◆ 中学生向け喫煙防止リーフレットの作成・配布 (H20~)
- ◆ 妊婦向け禁煙リーフレット、ポスターの作成・配布 (H19)
- ◆ 禁煙週間におけるパネル展 (H18~)
- ◆ ニコチン依存症治療の保険適用医療機関の情報提供 (H18~)

【受動喫煙防止に関する普及啓発】

- ◆ 受動喫煙防止対策研修会 (H15~:飲食店対象・職場対象)
- ◆ 飲食店向け受動喫煙防止リーフレット、店頭表示ステッカーの作成・配布 (H21)
- ◆ 都民向け受動喫煙防止リーフレットの作成・配布 (H21)
- ◆ 九都県市受動喫煙防止キャンペーン (H22~)
- ◆ 職場の受動喫煙防止ハンドブックの作成・配布 (H23)

【ウイルス肝炎に関する正しい知識の普及啓発】

- ◆ ポスター・リーフレットの作成 (H19~H21)
- ◆ ブックカバーの作成・配布 (H20)
- ◆ 新聞折込広告・交通広告掲出 (H21)
- ◆ 肝炎ウイルス検診陽性者治療勧奨相談事業 (H19~H23)
- ◆ 肝炎ウイルス検診受診勧奨事業 (H19~H21)
- ◆ 医療保健政策区市町村包括補助事業を活用した支援(肝炎ウイルス検診受診勧奨事業 H22~H23)

【肝炎ウイルス検診の拡充】

- ◆ 健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査の実施(ウイルス肝炎受療促進集中戦略 H19~H21)
- ◆ 特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査の実施( " )

## (2) がん検診の受診率と質の向上

### 目標4

がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)受診率50%を目指す

### 目標5

すべての区市町村において科学的に効果が明らかな検診と精度管理が実施される

#### <重点施策>

- がん検診受診率の向上
  - ・ がん検診の意義や有効性等の周知と広域的な普及啓発
  - ・ 都民のがん検診の受診状況や検診内容などについて実態の把握
  - ・ 職域と連携し、がん検診を促進するとともに都民ががん検診を受けやすい体制づくりの支援
- がん検診の質の向上
  - ・ すべての区市町村において、科学的に効果が明らかな検診が、国の指針に基づいた対象年齢・受診間隔で実施される。
  - ・ 精密検査の必要性に関する知識の普及啓発、区市町村の精密検査結果の把握への支援

#### (参考) 都民の検診受診率の推移

検診受診率	がん種別	計画策定時		平成19年度		現状(平成21年度)		目標(平成24年度)
		都民全体 <sup>※1</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	都民全体 <sup>※2</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	都民全体 <sup>※3</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	
検診受診率	胃がん	29.9%	4.9%	35.6%	5.3%	36.7%	4.6%	50%
	肺がん	20.3%	6.0%	39.6%	7.4%	35.1%	6.0%	50%
	大腸がん	24.9%	13.7%	35.7%	16.8%	37.2%	13.3%	50%
	子宮がん	23.5%	10.7%	34.8%	12.8%	35.9%	14.1%	50%
	乳がん	22.8%	8.6%	30.9%	9.1%	32.8%	13.0%	50%

※1 「東京都福祉保健基礎調査 都民の生活実態と意識」(東京都)(平成18年)  
 ※2 「東京都 がん検診実態調査報告書」(東京都福祉保健局)(平成20年度)  
 ※3 「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」(東京都福祉保健局)(平成22年度)  
 ※4 「地域保健・老人保健(健康増進)事業報告」(厚生労働省)(平成17・19・20年度)

#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【普及啓発の推進】

- ◆ 普及啓発イベントの開催
  - 東京都乳がん検診普及啓発事業「ピンクリボン in Tokyo」(H17～)
  - 大腸がん検診普及啓発事業「Tokyo 健康ウオーク」(H21～)
  - 子宮頸がん検診普及啓発事業 フリーペーパー等の紙媒体を活用した普及啓発(H21～)
  - ” 「東京オトナ女子 Let's ライヴ&トークナイト」(H23)
- ◆ ホームページを活用した情報発信(東京都がん検診支援サイトの運営・更新)
- ◆ がん検診啓発用リーフレットの作成・更新(乳がん、子宮がん、大腸がん、5がん等)



都公式キャラクター-PostPet「モモ」



##### 【区市町村への支援】

- ◆ 東京都がん検診受診率向上事業・東京都がん検診受診率向上施策検討会の実施(H21～)
  - 有効な受診率向上策の検討、個別受診勧奨・再勧奨、実態把握、台帳整備等の技術的支援
  - 「効果的な受診率向上事業の手引き」の作成(H21 4自治体 H22 8自治体 H23 12自治体が実施)
- ◆ 医療保健政策区市町村包括補助事業を活用した支援(受診率向上、計画策定、普及啓発、精度管理等)
  - 区市町村の取組を財政面から支援

##### 【実態の把握】

- ◆ 東京都がん検診実態調査の実施(H20)
- ◆ 健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査の実施(H22)
  - 都民のがん検診受診率、受診機会等を把握

##### 【職域への支援】

- ◆ 企業・健保検診担当者向け「職場のがん検診受診率アップのためのハンドブック」の作成(H22)
- ◆ 東京都がん検診推進サポーター事業の実施(H22～)
  - がん検診に積極的に取り組む企業を公募し「東京都がん検診推進サポーター」として認定
  - 認定数:20社(平成23年3月現在)



##### 【がん検診の体制整備】

- ◆ 東京都マンモグラフィ整備事業の実施(H20～)
  - 区市町村や職域の検診を実施する検診機関等のマンモグラフィ機器導入費を補助(H20 2台 H21 24台 H22 14台)
- ◆ がん検診に従事する医師等の人材育成研修の実施
  - がん検診受託機関講習会、生活習慣病検診従事者講習会、マンモグラフィ読影医師等養成研修

##### 【精度管理の向上】

- ◆ 東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会の実施(年2回)
  - 精度管理項目の検討、区市町村の取組状況の把握、精度管理評価事業の評価結果への助言等
- ◆ 東京都がん検診精度管理評価事業の実施(H18～)
  - 区市町村が実施したがん検診事業の精度管理データをまとめ、区市町村に還元、指導、助言を実施
  - 評価結果をホームページで都民に公開
- ◆ 東京都がん検診の精度管理のための技術的指針の作成(H20)
- ◆ (再掲)医療保健政策区市町村包括補助事業を活用した支援

## 2 高度ながん医療の総合的な展開

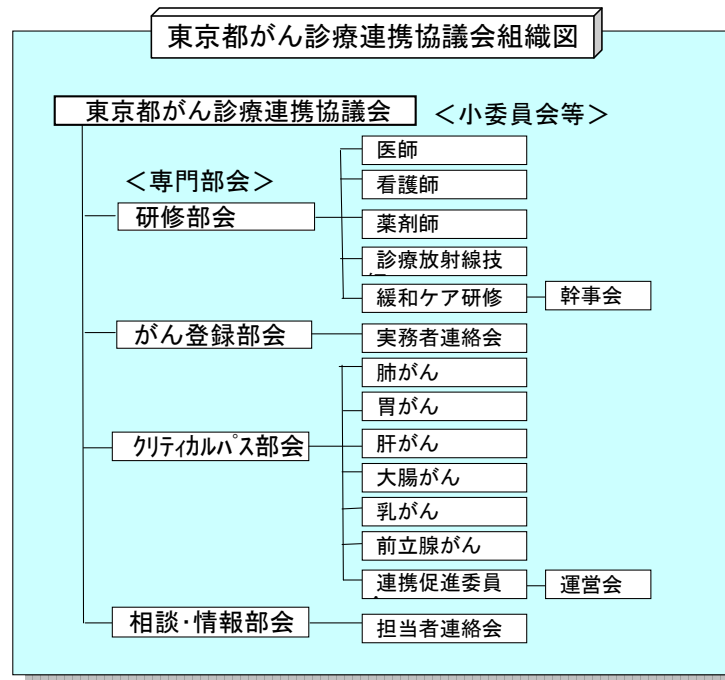
### (1) がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の整備と連携体制の構築

目標6  
がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の整備

目標7  
5年以内にすべての二次保健医療圏で5大がん(肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん)の地域連携クリティカルパスの整備

#### <重点施策>

- がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院による高度ながん医療の提供
- がん診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築



#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【がん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院の整備】 《資料4参照》

◆ 拠点病院14か所・認定病院10か所(H20) ⇒ 拠点病院16か所・認定病院16か所(H22)  
⇒ 拠点病院20か所・認定病院14か所(H23) ⇒⇒⇒⇒ 拠点病院24か所・認定病院10か所(H24)  
目標達成「拠点病院・認定病院34か所」 (認定病院のうち4施設が拠点病院に)

◆ 集学的治療・標準的治療・緩和ケアの提供などの専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援・情報提供

##### 【がん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院による事業の実施】 (補助事業)

- ◆ 東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業・東京都認定がん診療病院機能強化事業
  - (1) がん医療従事者研修事業
  - (2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業(拠点病院のみ)
  - (3) 院内がん登録促進事業
  - (4) がん相談支援事業
  - (5) 普及啓発・情報提供事業
  - (6) 病理医養成等事業(拠点病院のみ)
  - (7) がん診療連携拠点病院との連携(認定病院のみ)
- ◆ 放射線療法・化学療法等施設設備整備事業
- ◆ がん診療施設施設・設備整備事業
- ◆ がん患者・家族交流室整備事業

##### 【東京都がん診療連携協議会の設置】

- ◆ 拠点病院・認定病院、都医師会、都による東京都がん診療連携協議会を設置
- ◆ 都民に高い水準のがん医療を提供、拠点病院・認定病院の連携を強化
- ◆ 4つの専門部会を設置、具体的な課題を協議
  - (1) 研修部会：緩和ケア研修その他各種研修計画の作成等 <部会、各研修小委員会、幹事会>
  - (2) がん登録部会：院内がん登録データの収集、分析評価等 <部会、実務者連絡会>
  - (3) クリティカルパス部会：都内共通の地域連携クリティカルパスの整備等 <部会、各パス小委員会、連携促進委員会>
  - (4) 相談・情報部会：相談支援体制・情報提供体制の充実等 <部会、担当者連絡会>

##### 【東京都がん診療連携協力病院制度の創設】 《資料5参照》

- ◆ 東京都(部位別)がん診療連携協力病院(H24)
  - (1) 肺がん(5か所)
  - (2) 胃がん(2か所)
  - (3) 大腸がん(13か所)
  - (4) 肝がん(1か所)
  - (5) 乳がん(4か所)
  - (6) 前立腺がん(5か所)

##### 【5大がん及び前立腺がんの地域連携クリティカルパスの整備・運用】

- ◆ 東京都がん診療連携協議会・クリティカルパス部会及び各パス小委員会での検討(H20~)
- ◆ 都内共通の地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」の運用開始
  - (1) 5大がん(H21)
  - (2) 前立腺がん、PSA(H22)
- ◆ 連携促進委員会における「運用手順書」の検討(H22~)→完成(H23)

## (2) 集学的治療の推進と人材育成

### 目標8

すべてのがん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院における放射線療法・外来化学療法の実施

### 目標9

がん診療連携拠点病院による研修の実施

### <重点施策>

- 集学的治療が実施できるよう放射線療法及び化学療法に係る体制整備等の推進
- 都道府県がん診療連携拠点病院の特性を活かした研修や地域がん診療連携拠点病院による地域の医療機関を対象とした研修の実施

### <具体的施策と進捗状況>

#### 【拠点病院・認定病院における放射線療法・化学療法の提供】

- ◆ 専門的な知識・技能を有する医師の配置
- ◆ 専門的な知識・技能を有するコメディカルスタッフの配置
- ◆ 放射線治療機器・外来化学療法室の整備

#### 【放射線療法・化学療法等施設設備整備事業の実施（再掲）】（補助事業）

◆ 拠点病院及び認定病院に対し、放射線療法及び化学療法を含む集学的治療の実施体制の充実並びに

精密検査制度の向上を図るための施設設備整備に要する費用の一部を補助する。

- (1) 放射線治療機器整備 :8施設
- (2) 外来化学療法室整備【施設】 :4施設
- (3) 外来化学療法室整備【設備】 :17施設
- (4) 乳がん精密検査機器整備 :2施設

#### 【がん診療施設施設・設備整備事業の実施（再掲）】（補助事業）

◆ 拠点病院、認定病院及び公的病院に対し、がん病棟等の整備並びにがん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品の整備に要する費用の一部を補助する。

・設備整備 :25施設

#### 【都道府県拠点病院における地域拠点病院等の医療従事者を対象とした研修の実施】

- ◆ 実施施設 :がん研究会有明病院(東京都がん診療連携協議会・研修部会担当)
- ◆ 年1回から2回、各職種毎に必要な研修を実施
  - (1) がん医療従事者(医師)研修
  - (2) がん医療従事者(看護師)研修
  - (3) がん医療従事者(薬剤師)研修
  - (4) がん医療従事者(放射線治療技師等)研修

#### 【拠点病院・認定病院における地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修の実施】

- ◆ 実施施設 :拠点病院・認定病院
  - (1) (国指針に基づく)がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会
  - (2) がんの早期診断に関する研修
  - (3) 副作用対応を含めた放射線療法・化学療法の推進に関する研修
  - (4) 緩和ケアに関する研修
  - (5) 公開カンファレンス・合同カンファレンス

#### 【東京都がん診療連携協議会・研修部会の設置（再掲）】

### 3 患者・家族の不安の軽減

#### (1) がんに関する情報提供の推進・相談支援体制の整備

目標10  
相談支援センターの質の向上と数の拡充

##### <重点施策>

- 相談支援センターへの支援による相談の質の向上
- 東京都がん患者療養支援事業(ピアカウンセリングモデル事業)の成果・検証等を踏まえた相談支援センターと患者等との連携による相談体制の構築に向けた検討

##### <具体的施策と進捗状況>

###### 【拠点病院・認定病院における相談支援センターの設置】

- ◆ がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置  
(相談員基礎研修(3)までの修了者を配置しているのは31施設(平成23年9月1日現在))
- ◆ 相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築
- ◆ 機能強化事業(補助事業)による財政的支援

###### 【東京都がん診療連携協議会・相談・情報部会の設置(再掲)】

- ◆ (担当者連絡会)各相談支援センターの活動の紹介、「セカンドオピニオン提供一覧」の作成、患者団体の活動の紹介など

###### 【休日夜間がん相談支援事業の実施】(補助事業)

- ◆ 休日及び夜間のがん相談を拠点病院(区部各1体制、市部各1体制)において実施

###### 【東京都がん患者療養支援事業(ピアカウンセリング事業)の実施】(委託事業→補助事業)

- ◆ 患者団体によるピアカウンセリングを拠点病院(区部1か所・市部1か所)内で実施

###### 【拠点病院・認定病院におけるセカンドオピニオンの実施】

- ◆ 患者自らが納得できる適切な治療法等の選択を実現させるセカンドオピニオン提供体制の整備(セカンドオピニオン外来の設置等)

###### 【がん患者・家族交流室整備事業の実施(再掲)】(補助事業)

- ◆ がん患者及び家族が自由に交流を持てる場を拠点病院・認定病院内に設置することにより、患者同士の交流及び相互補助を一層推進する。
- ◆ 院内に交流室を設置するための新築、増改築又は改修の費用及び交流室として必要な設備の費用の一部を補助する。
  - (1) 施設整備 :2施設
  - (2) 設備整備 :5施設

###### 【講演会等の開催】

- ◆ がん医療普及啓発シンポジウムの開催
  - (1) 「がんとともに生きる～もっと知ってほしい緩和ケアのこと～」
  - (2) 「がんとともに生きる～住み慣れた街で療養を実現するために～」
- ◆ 東京都看護協会との共催による「がん医療講座」の開催
- ◆ 拠点病院・認定病院による市民公開講座の開催

## (2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

### 目標11

5年以内にすべてのがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する研修を受講する。

#### <重点施策>

- がん診療連携拠点病院を中心として、緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所等による地域連携の推進
- 緩和ケアに関する医療従事者の育成
- 都民への緩和ケアに関する知識の普及

#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【拠点病院・認定病院における緩和ケアチーム・緩和ケア外来の設置】

- ◆ 緩和ケアチームと主治医等が参加するカンファレンスの定期開催
- ◆ 院内掲示などによる緩和ケアチームに関する情報提供
- ◆ 緩和ケアチームと主治医等による退院時カンファレンスの実施

##### 【東京都緩和ケア病棟整備事業の実施】（補助事業）

- ◆ 緩和ケア病棟の新規開設、増改築又は改修の費用及びベッドや家族交流室備品等の設備の費用の一部を補助する。
  - (1) 施設整備 :2施設
  - (2) 設備整備 :4施設

##### 【緩和ケア推進事業の実施】 《資料3参照》

- ◆ 地域拠点病院が中心となり、地域の医療機関や関係団体等の協力を得て、緩和ケア推進会議を設置し、当該2次保健医療圏における研修会の企画・実施や医療従事者に対する相談支援、地域連携の推進に向けた取組等を行うことにより、緩和ケアの水準向上及び切れ目のない緩和ケアを提供できる体制整備を図る。(H24~)
  - (1) 地域における緩和ケアの水準向上
  - (2) 緩和ケアに関する医療資源の情報収集及び共有
  - (3) 医療従事者に対する緩和ケアの相談支援
  - (4) 地域連携の推進に向けた取組
  - (5) がんの在宅療養患者の後方支援協力体制の確保に向けた検討

##### 【がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の実施（再掲）】

- ◆ 国指針に基づくプログラムにより実施(2日間(12時間以上))
- ◆ 目的 :すべてのがん診療に携わる医師が基礎的な緩和ケアに関する知識を身につける。
- ◆ 実施状況 :全ての拠点病院・認定病院において年1回以上実施
- ◆ 実施回数 :127回(平成23年12月31日現在) ◆修了者 :2,891名(平成23年12月31日現在)

##### 【東京都がん診療連携協議会・研修部会・緩和ケア研修小委員会の設置】

- ◆ 事務局 :がん研究会有明病院(東京都がん診療連携協議会・研修部会担当)
- ◆ 緩和ケア研修会の円滑な実施に向けた年間実施計画の作成等

##### 【緩和ケア人材育成事業の実施】

- ◆ 緩和ケア医療従事者研修(初級編・中級編)の実施(中級編は東京都医師会への委託事業)
- ◆ 緩和ケアボランティア講演会の実施

##### 【緩和ケアのあり方検討部会の開催】 《資料3参照》

- ◆ (第1回)実態調査結果から見えてきた課題の抽出
- ◆ (第2回)緩和ケアの地域連携・多職種連携
- ◆ (第3回)緩和ケアに携わる人材の確保・育成、緩和ケアに関するがん患者・家族や都民への意識啓発、  
緩和ケア支援体制の取組及び在宅緩和ケア支援センターの見直し

##### 【がん医療普及啓発シンポジウムの開催（再掲）】

##### 【緩和ケアに関する調査の実施】

- ◆ 東京都がんの緩和ケア提供体制等の実態調査の実施(H22)  
対象 :病院(646施設)、在宅療養支援診療所(1,302施設)、訪問看護ステーション(555施設)、薬局(3,432施設)に対して実施。  
内容 :緩和ケアの実施状況、退院時カンファレンスの開催状況、看取り・訪問状況等

### (3) 在宅医療体制の充実

#### 目標12（目標7の再掲）

5年以内にすべての二次保健医療圏で5大がん(肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん)の地域連携クリティカルパスの整備

#### <重点施策>

- 病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局や介護事業者等による地域連携の推進による在宅医療体制の充実
- がん診療連携拠点病院を中心とした地域連携の推進による在宅における緩和ケアの提供体制の整備

#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【5大がん及び前立腺がんの地域連携クリティカルパスの整備・運用（再掲）】

##### 【在宅緩和ケア支援事業の実施】（委託事業）

- ◆ 地域において在宅療養を行っている主として悪性腫瘍患者や医療機関等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点として、在宅緩和ケア支援センターを設置し、在宅療養患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における在宅療養患者等の支援を推進する。
- ◆ 市部1か所(H20～H21)、区部1か所(H21～)で実施
  - (1) 在宅緩和ケアに関する情報収集・情報提供
  - (2) 在宅療養患者・家族からの相談対応及び医療従事者等への専門的助言
  - (3) 在宅療養患者・家族等への在宅緩和ケアに関する普及啓発
  - (4) 医療従事者等への在宅緩和ケアに関する研修の実施

##### 【区市町村への支援】

- ◆ 区市町村包括補助事業による地域の在宅医療体制の整備  
:病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図る。  
<在宅療養推進協議会、在宅療養支援窓口事業、在宅療養後方支援病床確保事業>

- (1) 在宅医療ネットワーク推進事業(H20～H21/モデル事業)→在宅療養推進協議会  
:在宅医療に関わる様々な事業者が集まる会議体を設置し、より効果的な事業者間の連携方法について協議し、24時間対応可能な在宅療養を支えるネットワークの構築を図る。
- (2) 在宅医療連携推進事業(H22/モデル事業)→在宅療養支援窓口事業  
:病院スタッフ、在宅医療スタッフ双方からの相談に応じ、患者に合った在宅医や訪問看護ステーション等の紹介や関係者間の調整を行う「在宅医療連携調整窓口」を地域に設置し、切れ目のない医療連携と地域における在宅医療の基盤整備を推進する。
- (3) 東京都在宅拠点病院モデル事業(H21/モデル事業)→在宅療養後方支援病床確保事業  
:モデル病院が在宅療養患者の緊急一時入院を受け入れながら、在宅医療スタッフとともに症例検討会等を行い、地域全体で在宅療養生活を支えるより緊密な連携関係を構築する。

##### 【緩和ケア推進事業の実施（再掲）】

##### 【緩和ケアのあり方検討部会の開催（再掲）】



## 4 がん登録と研究の推進

### (1) がん登録の推進

#### 目標13

院内がん登録の取組を地域がん登録につなげる。

#### <重点施策>

- 3つのステップによるがん登録の推進
- 院内がん登録データの精度向上と収集体制の整備への支援
- がん診療連携拠点病院等以外の医療機関における院内がん登録実施への支援
- 都民や医療機関へのがん登録の周知

#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【拠点病院・認定病院における院内がん登録の実施】

- ◆ 「標準登録様式」に基づく院内がん登録の実施
- ◆ がん対策情報センターによる研修を修了した実務者を1名以上配置

##### 【東京都がん登録推進検討会の開催（がん登録支援事業）】

- ◆ 院内がん登録の普及、地域がん登録データの収集方法、地域がん登録の精度、がん登録に関する理解の促進等を協議（H21～H22）

##### 【院内がん登録実務者用マニュアル・理解促進用冊子の印刷配布（がん登録支援事業）】

- ◆ 国立がんセンターが作成した「院内がん登録実務者用資料・マニュアル」「がん登録概論」の印刷  
→ 拠点病院・認定病院、院内がん登録実務者連絡会、がん登録部会、東京都がん登録推進検討会への配布（H20）

##### 【院内がん登録室の設置】（委託事業）

- ◆ 都道府県拠点病院（都立駒込病院）に「院内がん登録室」を設置（H22～）  
(1) 院内がん登録データの収集（認定病院より） (2) 院内がん登録データの分析  
(3) 院内がん登録実務者への研修 (4) 院内がん登録の実施状況の把握  
(5) 院内がん登録の普及

##### 【東京都がん診療連携協議会・がん登録部会の設置（再掲）】

- ◆ 実務者連絡会の設置  
:がん登録に関する実務研修の受講や病院間の情報交換等による拠点病院・認定病院の院内がん登録実務者のネットワークの構築等

##### 【地域がん登録検討会の開催】

- ◆ 地域がん登録の開始に向け、医療機関が実施している院内がん登録との連携や、区市町村からの患者情報の収集方法等について検討（H23）

##### 【地域がん登録事業説明会・実務担当者研修会の開催】

- ◆ 医療機関に対して、地域がん登録の目的や仕組みを説明するとともに、実務担当者向けに届出票の記載方法等について研修を実施（H23～）

##### 【地域がん登録普及啓発用リーフレット等の作成】

- ◆ 都民や医療機関の理解を促進するため、普及啓発用リーフレットやチラシを作成し、地域がん登録で得られたデータが、がん対策の企画立案に資することや、個人情報の保護が徹底されることを周知（H23）

##### 【地域がん登録室の設置及び登録の開始】

- ◆ 平成24年4月にがんに関する情報を収集分析する「地域がん登録室」を設置し、7月から登録を開始（H24～）

##### 【地域がん登録事業運営委員会（仮称）の設置】

- ◆ 地域がん登録事業の円滑かつ効果的な運営及び登録の精度向上を図るため、地域がん登録事業運営委員会（仮称）を設置（H24～）

## (2) がんに関する調査・研究の推進

### 目標14

がんの予防・疾病動向の実態把握やがん対策に資する調査の推進

#### <重点施策>

- 東京都におけるがん対策に資する調査の推進
- 早期診断法の確立、治療法等の開発に向けた研究の推進

#### <具体的施策と進捗状況>

##### 【がん対策全般に関する調査の実施】 《資料8参照》

###### ◆ 東京都がんに関する都民・患者意識調査の実施（H23）

###### (1) 都民を対象とした調査

対象：都民約4,300名（インターネット調査）

内容：がんに関する一般都民の認識度の把握、ニーズの把握

###### (2) 患者を対象とした調査

対象：拠点病院(20か所)、認定病院(14か所)、国立がん研究センター中央病院の入院・外来患者

合計3,500名

内容：がん医療施策に関する患者の認識度や評価指標としての満足度の把握、ニーズの把握

##### 【がん検診に関する調査の実施】

###### ◆ 東京都がん検診実態調査の実施(再掲)（H20）

###### (1) 都民を対象とした調査

対象：都民約5,000名(40歳以上の男性2,000名、20歳以上の女性3,000名)

内容：健康状態及び健康意識等、がん検診の受診状況及び受診理由等

###### (2) 職域を対象とした調査

対象：都内の事業所2,625か所及び健康保険組合100団体対象

内容：職域におけるがん検診の実施状況等

###### ◆ 健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査の実施（H22）

対象：都民約3,000名(20歳以上の女性及び40歳以上の男性)

内容：健康診査及び特定家保健指導の受診状況等、がん検診の受診状況及び受診理由等、地域がん登録制度に対する意識等

##### 【緩和ケアに関する調査の実施（再掲）】

##### 【がん対策特別研究の実施（財団法人東京都医学総合研究所による）】（基金事業）

###### ◆ 尿中ジアセチルスペルミンによる早期診断・病勢診断法の開発

・新たに発見したバイオマーカー(大腸がんの早期診断と病勢診断に有用)の測定キットを確立(H20)、製造承認を申請中(H21～)

・陽性と陰性を判定する基準値設定のため、都職員健診受診者を対象にした調査を実施し、データを集積、分析(H21～)

・他のがんへの適用を検討中(H20～)

・在宅で使用できる簡易測定法の開発及び術中診断への適用を検討中(H21～)

###### ◆ 超高感度・同時多項目測定(MUSTag)法を応用した早期診断・病勢診断法の開発

・子宮頸がんワクチン効果判定に必要な抗原・抗体の作製及び測定キット完成(H22)

・膀胱がん再発予測のため、膀胱がんの特異的なマーカーを選定(H23)

・子宮頸がんワクチン効果判定や膀胱がん再発判定に使用予定の測定機器の試作が完成(H23)

###### ◆ 鎮痛薬感受性個人差に着目した痛み治療の実現

・鎮痛薬感受性に関する症例を収集し、関連遺伝子について、2件の特許が成立(H22)、更に2件の特許を申請中(H23)

・鎮痛薬感受性関連遺伝子の多型(人口の1%以上の頻度で存在する遺伝子の変異)を迅速に判定する技術を開発(H21)、改良中(H22～)

・テーラーメイド疼痛治療の実施計画を立案(H23)、下顎形成外科手術においてテーラーメイド疼痛治療を開始(H24～)